

学校感染症の種類及び出席停止期間の基準

	対象疾患	出席停止期間の基準
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、 痘そう 南米出血熱、 ペスト、 マールブルグ熱、 ラッサ熱、 急性灰白髄炎（ポリオ）、ジフテリア、 重症急性呼吸器症候群（病原体がコロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるものに限る） 鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルス A 属 インフルエンザ A ウイルスであってその血清亜型が H 5 N 1 であるのに限る） 新型インフルエンザ等感染症* 1 指定感染症* 1、新感染症* 1	治癒するまで
第二種	インフルエンザ（鳥インフルエンザ H5N1 を除く） 百日咳 麻疹（はしか） 流行性耳下腺炎（おたふくかぜ） 風しん 水痘（水ぼうそう） 咽頭結膜熱（プール熱） 結核	解熱後 2 日を経過するまで * 2 特有の咳が消失するまで * 2 解熱後 3 日を経過するまで * 2 耳下腺の腫脹が消失するまで * 2 発疹が消失するまで * 2 全ての発疹が痂皮化するまで * 2 主要症状消退後 2 日経過するまで * 2 伝染の恐れがないと医師が認めるまで
第三種	コレラ 細菌性赤痢 腸管出血性大腸菌 腸チフス パラチフス 流行性角結膜炎（ものもらい） 急性出血性結膜炎 その他の感染症 溶連菌感染症 手足口病 伝染性紅斑（リンゴ病） ヘルパンギーナ マイコプラズマ肺炎 流行性嘔吐下痢症（感染性胃腸炎）	伝染の恐れがないと医師が認めるまで 条件によっては、 出席停止などの 措置が必要に なりうる感染症
* 1…感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 第六条第七項から第九号までに規定する 新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症は、第一種の感染症とみなす。 * 2…症状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めた場合はこの限りでない。		

（学校保健安全法施行規則第 18－19 条：平成 21 年 3 月 31 日改正）